

第8回特別支援教育の在り方に関する検討会議事録

日時：令和6(2024)年3月18日(月)

10:00～12:00

場所：栃木県庁本館6階大会議室1

1 報告書(案)検討

- 第7回検討会では報告書の骨子について議論を行った。第8回は骨子に基づき会長が作成した報告書(案)について検討を行う。

(1) 今後の特別支援教育の方向性

- 岡澤会長から、報告書(案)の概要を説明。各委員からの意見は次のとおり。

○島田委員

- 自立観、障害観の変化については、特別支援学校に勤務している者として重く受け止めている。
- 障害のある子どもに対し、障害を持つという言葉を使いがちだが、障害があるという表現が正しいと考える。子どもが障害を持っているのではなく、その周囲に障害があるという考え方である。
- 例えば、靴紐を結ぶなど、日常生活動作を身に付ける指導に教師の力が入ってしまうことがあるが、子どもが自分からやりたいという意欲をしっかりと評価しながら、年齢や実態を見極め、靴紐をマジックテープに切り替えたりする視点も大切である。
- 自立観の変容など、報告書の内容については、学校においても、きちんと確認をしながら日々の指導に繋げてほしい。

○坪井委員

- 報告書に「インクルーシブ」という言葉が出てくるが、教育の中身だけではなく、障害のある子どもたちを地域社会全体で包み込む環境が大切であると考えている。
- 「子どもの権利条約」の記載に関しては、「子どもの最善の利益」という視点も重要であるため、加えてほしい。

(2) 幼児児童生徒の生活指導

- 岡澤会長から、報告書(案)の概要を説明。各委員からの意見は次のとおり。

○首長委員

- これまで議論してきた、自立観、障害観の変化が反映されており、内容としてはよい。

○中原委員

- 学校の先生は、個々の児童生徒に応じた授業内容を工夫し、家庭ではできないところまで生活指導をしてくれている。そのため、先生方がもっと一人ひとりの子どもに向き合える環境づくりができるとうよい。

○高木委員

- 幼児児童生徒の衣服の着脱等の記載があるが、まさに幼稚園や保育所等でも行われているように、

先生方や家族との信頼関係を土台に、あたたかい関わりの中で身に付けていくものだと考える。

- ・ 報告書には、共生社会の記述もあるが、幼児期にある、障害の有無に関わらず認め合う共生社会が、その後にも引き継がれることが大切であると考ええる。

①特別支援学校（知的障害）における教育環境

- ・ 岡澤会長から、報告書（案）の概要を説明。各委員からの意見は次のとおり。

○島田委員

- ・ 特別支援学校の分校、分教室等を設置し、地域に分散化することについては、インクルーシブという点からも、一つのきっかけになると考える。
- ・ 全国的に複数の障害種の部門がある学校を設置していく流れもあるため、本検討会では、知的障害特別支援学校に特化した内容もあったが、今後は盲、聾、肢体不自由等、全ての特別支援学校を含めた議論を進めてほしい。

○朝野委員

- ・ 子どもたちの教育を考える上では、働く先生方の職場環境も大切であるため、改善していく必要があると考える。
- ・ 分教室の配置という点では、居住地に近いところで子どもたちが教育を受けることができるよう、環境づくりが必要であると考ええる。

○首長委員

- ・ 環境というと、ハード面の話が主軸になることがあるが、ソフト面でも、学校の先生が働きやすくなるよう、多職種連携や研修の仕組み、教員の加配等も考慮していくとよいと考える。

②生活訓練施設等を活用した指導

岡澤会長から、報告書（案）の概要を説明。各委員からの意見は次のとおり。

○坪井委員

- ・ 島田委員に確認したい。生活訓練施設を活用した指導は自立活動に含まれるのか。

○島田委員

- ・ 自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心として、教育活動全般と密接な関連を図って行うことになっているため、生活訓練施設を使用することもあると思うが、そっだけで指導するものではない。

○坪井委員

- ・ 生活訓練施設の位置付けは、どういうものか。

○島田委員

- ・ 生活訓練施設では、学校が終わった後の夕飯や、寝る、朝起きるなどに関する活動ができるが、そうした日常生活動作の習得だけでなく、子どもが主体的に生活をする意欲を育てる場であると考えて

いる。

- ・ 校内宿泊学習は、親もとから離れることによって、子どもが自分でやろうとする意欲を高める機会であるとともに、教師が子どもの姿を改めて確認し、家庭と共有しながら、指導・支援を工夫していくことに意義があると考えます。また、子ども同士、子どもと教師の関係性を深める場にもなっている。

○坪井委員

- ・ 先ほど中原委員から、家庭でできないことを学校の先生が取り組んでくれるという発言があったが、子どもの生活に関する力を教師がアセスメントし、家庭でできていることと、できていないことを保護者と共有しながら、一緒にどうすればよいかを考えるという展開に繋がる場ということか。

○島田委員

- ・ 学校生活後の家庭における子どもの姿を、教師は知らないで、そこを知った上で、指導・支援の様々な工夫を考える場になっている。また、着替えのボタンのかけ方や食事の摂り方など、家庭ではじっくりできないこともあると思うので、学校生活の流れの中で丁寧に行うことで、できることがある。

○坪井委員

- ・ 教育環境について、学校の教育環境と家庭環境がつながるという部分が、生活訓練施設の大事なポイントであると考えます。

○朝野委員

- ・ 生活訓練施設については、将来的に「地域住民の文化活動や催しの場としての活用」という記載があるが、改修を考えるのであれば、特別支援学校に在籍する子どもだけでなく、様々な人が特別支援学校に関わる環境という視点も加味する必要があると考えます。

○三田委員

- ・ 生活指導について、子どもが主体性を持ち、自分で判断して行動しようとすることは、障害の有無に関わらず大切であると思っている。
- ・ 将来的な生活学習施設の活用については、地域の子どもの集まれる場として、さらには障害がある子どもとない子どもが、一緒に宿泊できる機会があれば、互いの理解が深まりよい経験になるのではないかと感じた。

○高浜委員

- ・ 生活学習施設について、将来的には、特別支援学級の子どもの外国人籍の子どもなど、障害の有無に関わらず、特別なニーズがある子どもが使えるような視点があるとよい。

○松野委員

- ・ 現在の生活訓練施設について、児童生徒の全体数から考えると、使える児童生徒は限られているのではないかと感じる。今後、付加する機能を考えるにあたっては、生活訓練施設の利用頻度や混雑度など、現在の使用状況についても、報告書に記載するとよい。

○島田委員

- ・ 現在の生活訓練施設の使用頻度だが、校内宿泊学習の前後約一ヶ月程度の期間は、泊まらなくても、布団敷きや入浴の学習などの授業で使用している。
- ・ 各校の冷暖房の設置状況にもよるが、5～6月、9～10月あたりの、学級や学年毎での使用頻度はかなり高いと考える。ただし、ここ三年間は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、ほぼ使用できておらず、今年からやっとスタートできた段階なので、来年度からは、さらに回数や内容も変わっていくものとする。

③食事指導

- ・ 岡澤会長から、報告書（案）の概要を説明。各委員からの意見は特になし。

④医療的ケア児への支援体制

- ・ 岡澤会長から、報告書（案）の概要を説明。

○朝野委員

- ・ 本県では、訪問看護師との連携により、医療的ケアが必要な子どもが校外学習に参加する際、学校看護師の付き添いができるような体制整備をしているため、その点も報告書に記載するとよい。

⑤ 寄宿舍

○坪井委員

- ・ 「現行の寄宿舍が全ての障害特性の子どもが利用できる環境ではないことは明らか」という点については、「子どもの権利条約」の中の重要な考え方として「子どもの最善の利益」が提唱されている。これは全ての子どもが対象となるので、現状で全ての子どもが利用できる環境でないのであれば、それは解消すべきと考える。

○松野委員

- ・ 「寄宿舍が全ての子どもが利用できる環境ではない」との指摘については、一方で報告書に「個に応じた指導の充実を図る」という記載があるため、矛盾すると思われる。
- ・ 対応の方向性で、「障害があるがゆえに学齢期から家庭や地域を離れ、障害のある人に特化した学校内の居住施設において、一日の学校生活を終えた放課後においても指導的な対応が重ねられなければ自立が実現し得ないというのであれば、それは、今後の特別支援教育や障害のある人の福祉の在り方を考える上で再考を要する」については、そこまでの議論が出ていたかと思う。
- ・ 「子どもによっては、自分の夢や目標を実現するため、あるいは自身の課題を克服や解消するため、学齢期においても親の庇護のもとを離れ、あえて困難な環境に身を置くという選択をすることもあり、その経験の有効性を否定するものではない。しかし、すでに障害という厳しい条件を抱えている子どもを、同列に論じることについては、慎重になるべき」という点については、子どもを障害の有無で区別している表現と捉えられると感じた。
- ・ 「特別支援学校に通学している子どもは、居住する地域の小・中・高等学校等の子どもと活動をとることができる状況ではない状況がある。寄宿舍で生活することは、一日の学校生活後も学校内で過ごすことになり、地域の子どもの住民との日常的な交流が、さらに減少することが懸念される」については、特別支援学校に通っている子どもは、生活圏が違い、学校がある限りは地域の友達と付き

合う機会がないというのは宿命だと思う。それが寄宿舎で増幅されるかということ、地域へ飛び出す土台として人とのコミュニケーション力を育成していると考えれば、閉鎖的な空間に追い込むとは言えないのではないかと考える。

- ・ 寄宿舎は発展的に解消ということが記載されているが、今、利用している子どもの生活を切り替えることであるから非常に重い。指導については学校教育が中心であり福祉サービスではないとあるが、アフターケアの内容が示されていない。今、利用している人をどうするかを具体的に考えていく必要がある。
- ・ 「寄宿舎における生活指導のなかで得られた知的障害のある子どもの指導に関する実践的な見識は、今後の特別支援学校における生活指導や生活学習施設の運用などにおいて、大いに活用されることが見込まれる。」とあるが、知的障害特別支援学校の寄宿舎がなくなってしまうと、活用できるのか心配している。

○岡澤会長

- ・ 個に応じた指導については、学校教育の教育課程の中で考えていく必要はあると考える。
- ・ 「自立が実現し得ないというのであれば」という表現は仮定ではあるが、今後の特別支援教育の在り方や障害福祉の方向性を考えたとき、知的障害のある子どもだけが集まって支援を受けるのではなく、地域の中で家庭を離れることなく、経験を重ねられるようにしていく方向に向かうということは、これまでも議論されてきたところである。
- ・ 知的障害のある子どもを区別しているという表現については、知的障害のある子どもの抱える困難さや、意思の表明が難しいことについては、配慮は必要であると考え。知的障害があるからというだけでなく、一人ひとりの子どもが状況をどのように受け止めているかを、丁寧に捉えていく必要がある。

○坪井委員

- ・ 「子どもの権利条約」において、全ての児童というのは、当然、全ての児童に対して一人ひとりの違いを捉えて個別に支援するという大前提がある。特に、子どもの守られる権利の保障ということでは、障害のある子どもが守られる権利についても明記されているが、ここでも、子ども一人ひとりの違いを捉えて権利を守ることが前提にある。
- ・ 寄宿舎を利用している人への寄宿舎解消後の支援についてだが、教育行政のレベルでいうと、本検討会で議論しているのは、これからどのように特別支援教育を充実させていくかというビジョン、政策レベルである。政策レベルの方針が決まれば、それに対する施策レベル、事業レベルと、より具体的な取組を進めていくことになる。

○朝野委員

- ・ 中心には子どもがいるので、子どもがどう考えているかが大切である。子どもが目標を持って入舎したいということがあるかもしれないが、本人の意思ではなく、保護者の意思が入ることも考えられる。私たち大人が良かれと思ってやっていることも、主体である子どもはどうなのか真摯に向き合う必要がある。子どもは家庭から学校に通い、家庭に帰るのが基本であると思うが、家庭に子どもを返せない状況があるときには、様々な専門職も含め、対応を議論することが必要である。

○島田委員

- ・ 居住する地域での生活については、すぐに具現化することは難しいと思うが、今後のインクルーシブ教育システムの進展とセットで、当然、記載されてよい内容である。
- ・ 特別支援学校における、個に応じた指導については、全ての子どもが享受できる環境を準備した上で、担任や保護者が相談しながら、一人ひとりの子どもの状態に応じたメニューを選択できることが、公教育としては必要であると考えます。
- ・ 寄宿舎について、教育的な効果については評価している。知的障害のある子どもは想像したり想定したりすることに困難さがあるが、寝食を共にする寄宿舎の生活と、昼間の学校教育では再現性に違いがある。そのため、今後は、家庭等との連携がさらに重要であると考えます。
- ・ 寄宿舎は通学保障を前提として、入舎した子どもが生活することに付随した生活指導が行われてきたが、寄宿舎指導員に資格はなく、カリキュラムが示されていないところでは、公の教育とは言いがたい。
- ・ 全国的な寄宿舎の閉舎が進む中、本県でも職員団体が、寄宿舎指導員の職場を確保するため、閉舎反対運動が進められてきたところもある。
- ・ 放課後等デイサービスなどが増えてきている中、障害のある子どもの居場所についても、以前とは状況が変化してきている。
- ・ 国連の勧告や、自立観、障害観の変化を踏まえれば、2校の寄宿舎を維持、継続していくことは適当ではないと考えます。
- ・ 寄宿舎に現地調査した際に、子どもの部屋の前に「勝手に入るな」という張り紙があった。障害があっても、子ども本人のプライベートは守らなければならない。本人が希望して入舎し、プライベートを諦める子どもとは状況が違うと思う。
- ・ 寄宿舎に入舎できるのは、ある程度身辺自立ができる子どもなので、生活指導が必要な、より身辺自立が難しい子どもが入舎しているわけではないことも考える必要がある。
- ・ 福祉的な側面についても、寄宿舎は土日や夏季休業などは子どもを預かれないため、福祉入所施設の利用が必要な子どもを預かれるところでもない。
- ・ 閉舎の時期については、2校の学校教育やPTA活動への影響を最小限にするために、早急に解消に向けた方向性を示すべきと考えます。

○小島委員

- ・ 寄宿舎の方向性を考えるにあたっては、障害者権利条約の対日審査総括所見の存在が大きい。
- ・ 今回、本県特別支援教育の方向性について議論ができたことは、本当に意義深いことであった。
- ・ 特に、第24条「教育」については、分離特別教育をただちに終わらせることとされている。
- ・ 23条の「家庭及び家族の尊重」については、障害のある児童の家庭生活への権利を認めることに加え、近親の家族が障害のある児童を監護することができない場合には、地域社会の中で家庭的な環境により代替的な監護を提供するためのあらゆる努力を約束することとある。
- ・ 今後のことを考えたとき、私たちの出した結論が50年後の人にとって、いい方向でなくてはいけない。
- ・ 寄宿舎の教育的意義については分かるが、こうした障害者権利条約の方向性を踏まえれば、発展的に解消することがいいと考えている。

○首長委員

- ・ 寄宿舎について、発展的解消という内容に同意する。今後の方向性としては、間違っていないと考える。
- ・ 今、寄宿舎を利用している人や、今後、利用したいという人はいるので、それらの人に、きめ細かにフォローしていくことが大切であると思う。ただ、そのことは報告書に記載するものではなく、検討会からの意見として県教委へ伝え、対応すべき案件であると考えている。

○三田委員

- ・ 寄宿舎について成果は認めるが、一部の子どものしか入れない状況や、今後の特別支援教育の流れも踏まえ、発展的解消という方向でよいと考える。
- ・ 今、寄宿舎を利用している人の思いは十分に受け止め、寄宿舎でなくてもできる学校や地域でのフォローを充実していくことが必要である。

○松野委員

- ・ 福祉事業所の立場からすると、寄宿舎の果たしている役割は、子どもが社会に出てサービスを受ける足がかりとして有効であると思うので、できれば無くしてほしくはない。
- ・ 発展的解消については、寄宿舎が果たしている役割をどれだけつないでいけるのかという点で、悲観的に思っている。
- ・ 今、利用している人を具体的にどうするかについては、報告書は方向性を示すものであるので、今後、行政で対応していくということは理解した。

○岡澤会長

- ・ 今回の報告書が、どのように今後の本県の特別支援教育に反映されていくのか、責任をもって見守っていきたいと考えているので、御理解をいただきたい。

(3) 家庭、教育及び福祉の連携

（「地域共生社会の実現に向けた教育と福祉等との連携」、「保護者支援」を併せて議論）

岡澤会長から、報告書の概要を説明。各委員からの意見は次のとおり。

○小島委員

- ・ 保護者支援についてだが、国では、こども家庭庁が設立され、障害児施策は障害児支援課が担当することになった。これから各市町村は「こども家庭センター」の設置が努力義務となっている。
- ・ 保護者が相談する際、色々な窓口で同じことを最初から伝えなくてはいけない事態にならないよう、行政には、本人と家族に寄り添った支援をしてほしいと考えている。
- ・ 障害福祉についても、国から示されたサービスはあっても、働く人がいないため開始できないという声も多く聞こえている。こうした課題も、各市町の自立支援協議会等で議論していくことが大切であるとする。
- ・ 放課後等デイサービスと短期入所の併設についても、他県の先進事例に学び、実現していくことを強く願っている。

○松野委員

- ・ 「関係機関との連携を担当する教員が、市町の保健福祉部局が主催する会議に参加するなどし、関係構築を図る」について、具体的には市町の主催する自立支援協議会があるが、そこでは様々な福祉関係者が集い、市町の福祉の課題について話し合っている。そうした会議に、教員ができるだけ参加していくことが具体的にできることだと思うので、行政が中心となり、学校と福祉の間を取り持つ形がよいと考える。

○首長委員

- ・ 学校が行うというよりは、市町村が主体となる会議に学校が参画するという仕組みを作っていかななくてはならない。市町村と県立学校は結びつかない場合もあるので、県教育委員会をはじめとした関係部局がつながりを作ってほしい。
- ・ 特に特別支援学校と市町の福祉部局の場合、個々のケースでの連携はできているが、組織としての連携までは至っていない部分があるので、25市町全てにおいて連携を図る体制が構築できるよう、市町側からも県側からも努めていくということで進めていきたい。

○中原委員

- ・ 保護者は、どこに何があって、どこに相談できるのか分からない場合があり、声をあげられる人と、あげられない人がいる。この報告書についても、一般の人に分かる概要版のようなものがあると、これから変わる部分に分かるのでよいと考える。相談先が分からない人にも、福祉や教育の様々な支援が届くようにしてほしい。

○高木委員

- ・ 会議を進める中で、特別支援学校の子どもたちがどのように思っているのかということを知りたいと思っていた。そういう点で、先ほど中原委員が言ったように、この報告書を含め、教職員、保護者、関係者、県民等にも、今後の特別支援教育の方向性が分かるような資料が作られ、説明の際に活用できるとよいと考える。

○高浜委員

- ・ 「障害のある人を取り巻く周囲の人々の理解を促進するよう、小・中・高等学校等のすべての学校で、人権教育や道徳教育の充実を図ることが大切」とあるが、これは最も重要なことと考えている。
- ・ 現実には甘くないと言われるが、私も障害のある子どもたちと一緒にスーパーに行くことや、歯医者に付き添うことがあり、その中で、周囲の人の障害のある子どもへの関わり方が変わってくることによって、子どもが大きく成長する経験を何度もしてきた。大学では、学生たちに障害のある子どもについて教えているが、その中でも、見方や考え方が変わってきた学生がたくさんいる。
- ・ 今、困っている保護者や子どもに対して直接支援することが重要なのは分かるが、困っている人がいたら声をかけたり、配慮をしたりすることが自然に行えるような大人になれるよう、周囲の子どもたちへの教育を行っていくことが重要であると考えている。
- ・ もちろん、子どもに任せるのではなく、我々大人がそれを実現できるよう、一緒に取り組む姿を見せることが大事であるので、全ての先生方、もしくは広く社会に対し、本報告書の方向性を伝えていけるとよいと考える。

○島田委員

- ・ 交流及び共同学習については、特別支援学校の子どもが受け身的になったり、そこでの時間を一生懸命に過ごしたりという場面も散見されるため、特別支援学校の分教室を小・中・高等学校と併置するなど、思い切った形で進めていかないと、本当の共生社会やインクルーシブ教育は進んでいかないと思っている。家庭と学校と福祉が、50年後こうなってほしいという方向に向かい、今、何が必要かということを進めることが大切である。

○朝野委員

- ・ 保護者支援の中に、障害のある子どもの兄弟姉妹への支援を記載したことはよい。兄弟姉妹へのケアは、どうしてもないがしろにされることがあるため、そうした子どもにも目を向けて支援をしていくことが必要だと考える。
- ・ 障害の有無に関わらず、子どもたち一人ひとりが主体的に考え、自分の思いを表現し、行動できるような社会に変わるためには、人権教育は大切である。一人ひとりの子どもに対して、大人が子どもの主体性を大切にしながら関わるのが、一番の要だと考える。

2 報告書の提出について

報告書(案)の内容について、概ね委員の同意が得られたことから、修正等については会長に一任し、後日、正式な報告書として県教育委員会に提出することとなった。